

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：（＜申立期間（賞与支給日）＞（別紙一覧表参照））

A社において支給された一時金（賞与）から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社は、社会保険事務所（当時）に届出を提出していないため、これらの賞与は年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する賞与の支給及び控除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間について事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記の賞与の支給及び控除に関する資料において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、(<訂正後標準賞与額>(別紙一覧表参照))とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

別添

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正後標準賞与額
1168				女	昭和34年生		平成18年12月20日	28万円
							平成19年8月10日	17万4000円
							平成19年12月20日	22万8000円
1169				女	昭和27年生		平成18年12月20日	28万円
							平成19年8月10日	16万7000円
							平成19年12月20日	22万3000円
1170				女	昭和28年生		平成18年12月20日	28万円
							平成19年8月10日	16万1000円
							平成19年12月20日	21万5000円
1171				女	昭和62年生		平成19年8月10日	16万3000円
							平成19年12月20日	27万2000円
1172				女	昭和26年生		平成18年12月20日	8万円
							平成19年8月10日	8万円
							平成19年12月20日	10万円
1173				女	昭和22年生		平成18年12月20日	5万円
							平成19年8月10日	8万円
							平成19年12月20日	10万円

岡山厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
A社に昭和 33 年 8 月から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 34 年 8 月 1 日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元従業員（複数）の証言から、期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、「申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人に係る申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況については不明である。」と回答している上、元従業員（複数）は、入社して数か月は社会保険に加入していなかったと証言していることから、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人に係る申立期間の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで
夫が経営するA社で、創業した昭和 49 年 6 月から今日まで働いているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、昭和 49 年 6 月から平成 16 年 8 月まで申立てに係る事業所において、厚生年金保険の被保険者となっている。

一方、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、被保険者資格喪失後に健康保険に係る継続療養資格証明書の交付申請（日付判読不能）を行うとともに、申立期間中の昭和 58 年 12 月 23 日から 59 年 1 月 31 日まで同事業所における健康保険の被保険者であった申立人の夫の被扶養者となっていることが確認でき、申立人は、申立期間において、いったん厚生年金保険から脱退していたものとみられる。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。